

電源開発株式会社「(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和2年10月9日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道稚内市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大14,850kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 1月23日
環境大臣意見受理	平成30年 4月 5日
経済産業大臣意見発出	平成30年 4月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年10月23日
住民意見の概要等受理	平成30年12月28日
北海道知事意見受理	平成31年 2月28日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 4月19日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年 1月17日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月 1日
北海道知事意見受理	令和 2年 7月21日
環境大臣意見受理	令和 2年 7月30日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年10月 9日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内  
電話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自然環境保全上、極めて重要な地域であり、その地域特性を踏まえると、自然環境に対する影響を可能な限り回避又は極力低減する必要がある。特に、オジロワシ等の希少猛禽類やガン類及びハクチョウ類等の渡り鳥への影響が強く懸念されることから、事業規模の縮小も含めた、風力発電設備の基数の削減及び配置の再検討等の更なる検討が必要である。

また、事業を行う場合には、事後調査等について以下の措置を適切に講ずること。

- (1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。
- (5) 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### ○ 鳥類に対する影響

本事業の実施に伴うオジロワシ等の希少猛禽類やガン類及びハクチョウ類等の渡り鳥の風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等の影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺において、オジロワシの飛翔が高い頻度で確認されているが、オジロワシの飛翔状況を踏まえた配置の検討が十分に実施されていない。このため、評価書の作成までに、複数の専門家等からの助

言を踏まえ、風力発電設備の配置を再検討し、設置の取りやめ又は配置の大幅な変更を行い、オジロワシへの影響を回避又は極力低減すること。

- (2) 本事業の対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による環境影響評価手続において渡りの調査が行われており、その調査結果によると、本事業の対象事業実施区域及びその周辺では多数のガン類の渡りの飛翔が確認されている。一方、本事業の準備書では、確認されたガン類の飛翔が少ないことから渡りに関する調査が適切に実施されていないと考えられる。このため、評価書の作成までに、ガン類の渡りに関する予測・評価を実施し、その結果及び複数の専門家等からの助言を踏まえ、風力発電設備の配置を再検討すること。
- (3) バードストライクの発生を低減するため、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。
- (4) 本事業の鳥類に関する環境保全措置、事後調査及び事後調査結果を踏まえた追加的な環境保全措置については、周辺の他の事業者が設置する協議会の有益な知見を参考にしつつ、複数の専門家等からの助言を踏まえて実施すること。
- (5) 鳥類の風力発電設備への衝突事故や移動経路に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無及び渡り鳥の経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突事故や移動経路の阻害等、希少猛禽類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- (6) バードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。
- (7) 稼働後においてバードストライク等が発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

#### ○ 騒音に対する影響

風力発電設備の稼働に伴う騒音について、対象事業実施区域周辺の一部の住居等においては、他事業者が計画している風力発電事業による影響も及ぶおそれがあることから、これらの風力発電事業との累積的影響について予測及び評価を実施すること。

また、スイッチ音を明らかにするとともに、必要に応じ、適切な環境保全措置を講ずること。

#### ○ 風車の影に対する影響

風力発電設備の稼働に伴う風車の影について、対象事業実施区域周辺の一部

の住居等においては、他事業者が計画している風力発電事業による影響も及ぶおそれがあることから、これらの風力発電事業との累積的影響について予測及び評価を実施すること。

○ 植物に対する影響

改変区域内に分布するホソバツルリンドウについては、改変区域から除外することを検討すること。やむを得ず改変を伴う場合は、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じ代償措置を講ずること。なお、代償措置として移植を行う場合は、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。